

シンガポール法律コラム

第19回 シンガポールの相続法について（2）

2025年6月

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール法・日本法・アメリカ NY州法弁護士

栗田 哲郎

シンガポール法弁護士 アデリン・ゴー

みなさん、こんにちは One Asia Lawyers Group (Focus Law Asia LLC)です。前回はシンガポールの相続法の基本制度、相続法上の居住地などについて解説しました。今回も、シンガポールの相続法に関して、特に遺言の作成方法および留意点についてご説明をいたします。



● シンガポール法における有効な遺言書とは？

シンガポールで作成された遺言書は、「書面」（口頭では無効）で作成され、「被相続人が2名の証人の立会いのもとで遺言書の末尾に署名する場合のみ有効」となります。

シンガポール法において、被相続人がシンガポール国外で遺言書を作成した場合、その遺言書は作成された場所の法律、又は被相続人の相続法上の居住地（Domicile）の法律に従って有効に作成されていれば、シンガポール裁判所は有効と見做すことが一般的です。つまり、日本で作成された遺言においても、日本が相続法上の居住地と見做された場合においてはシンガポールの裁判所は有効と見做すことが一般的です。

● 複数の国に資産を所有する場合の注意点とは？

日本とシンガポールなど複数の国に資産を所有している場合、相続人である親族に迷惑をかけるためにはどのような準備が必要でしょうか。

被相続人の国籍地での遺言の作成、または大半の資産所在地の遺言書があれば十分だと思われるかもしれませんが、しかし、資産が複数国に所在する場合、それぞれの国の相続法の制度が異なり、遺産分配方法に違いがあり、遺産の分配が困難となる場合があります。特に、シンガポールのようにプロベートなどがある国においては、現地シンガポール裁判所による遺産執行者の選任などが求められる場合、シンガポールの資産についてはシンガポール法上有効な遺言書でなければ資産の解放がなかなか認められません。例えば、日本法のみで有効な遺言であり、シンガポール法上は無効と見做される遺言を作成してしまった場合は、シンガポールに所在する遺言については、その開放が認められない可能性があります。

このため、日本法とシンガポールの両国に資産が存する場合は、①日本に所在する資産については日本法で遺言を作成し、シンガポールに所在する資産についてはシンガポール法で遺言を作成するなど、複数の遺言を作成する方法と、②遺言書はひとつとするものの、シンガポール法と日本法いずれでも有効と見做される可能性の高い遺言を作成する方法の2つがあります。

いずれが良いかは、ケースバイケースで判断していくこととなりますが、一般的には、①複数の遺言を作成する場合、コストが増加してしまうこと、および複数の遺言が矛盾してしまう可能性があることなどのデメリットもあることから、②日本法に基づいて有効な遺言を作成するのみではなく、シンガポール法においても有効な遺言、すなわち日本・シンガポール法の両法律において有効と見做されるひとつ遺言を作成しておく方が推奨されます。

このため、複数か国に資産を有するケースで遺言を作成する場合は、日本法だけではなく、シンガポール法にも精通した専門家にレビューを行ってもらうことが重要となります。

● 遺言の定期的な更新の必要性

遺言書には資産（それとも資産の種類）の一覧を記載することが一般的ですが、資産の状況は刻々と変化する可能性があるため、遺言書は定期的に更新し、所有している資産についてできるだけ明記するよう定期的に更新することが推奨されています。また、資産の分配に関する被相続人の意思が変わった場合は、遺言の内容を更新する必要があることは言うまでもありません。なお、遺言を更新した際には、古い遺言書が該当の法律に基づいて適宜に撤回されていることを確認することも重要です。

● 相続税の検討

遺言を作成するにあたっては、相続税の検討も非常に重要です。シンガポールでは相続財産に対する相続税は課されません。しかし、相続人又は被相続人の相続法の居住地によっては、相続税の対象となる可能性があります。具体的には、日本が相続法上の居住地となる場合は、日本の相続税の対象となる可能性があります。相続税の状況によっては、遺言書の作成に加えて、信託（トラスト）等の仕組みを検討する場合があります。このため、遺言書を作成する際は、日本の相続税に関する助言を専門家から受け、不要な税負担を回避することも重要です。

● まとめ

以上、シンガポール相続法の制度及び複数の国に所在する資産を管理するための注意点等について概説いたしました。遺言書がない場合であっても被相続人の死亡後の資産分配に関する明確な規定を設けていますが、シンガポールにおいては、ご自身の希望に沿って資産分配を実現するためには、遺言書の作成は不可欠です。特に、複数の国に資産を所有している場合、それらを意図した相続人に確実に承継させるためには、それぞれの国にある資産の状況を把握し、どのような法規制が適用されるのかを理解して、日本・シンガポールそれぞれの国で有効な遺言を作成することが必須となります。

※本稿は、シンガポールの週刊 **SingaLife**（シンガライフ）において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニューズレターの形式にまとめたものとなります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >

	<p>栗田 哲郎 One Asia Lawyers Group 代表 シンガポール (FPE) ・日本・USA/NY 州法弁護士 日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般 (M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等) のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。 tetsuo.kurita@oneasia.legal +65 8183 5114</p>
	<p>アデリン・ゴ シンガポール法弁護士 企業法務及び一般民事幅広い分野を扱っており、複雑な商業紛争に関し、シンガポールのあらゆるレベルの裁判所及び仲裁で弁護士として代理人を務め、企業間商取引関連紛争、投資関連紛争、会社・株主紛争、借用契約関連紛争、雇用紛争、クロスボーダー紛争、危機管理及び不祥事対応などの案件に携わっている。 英語、中国語、日本語での対応が可能。特に日本の市場に重点を置いており、日系クライアントの東南アジアにおける事業利益に関連する法律問題及び日本の富裕層の相続に関して助言及び法務サービスを提供している。 イギリスのノッティンガム大学(University of Nottingham)法学部を最高評価である first class honours で卒業し経歴を持ち、法学部入学前は、シンガポールのナンヤン理工大学(Nanyang Technological University)会計学部の優等学位を取得し、四大の会計事務所で監査役を務めた。</p>